

議案第33号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和元年度から令和 2 年度」に、「33,480 円」を「27,900 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,900 円」とあるのは、「46,500 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「27,900 円」とあるのは、「53,940 円」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の加西市介護保険条例第 6 条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されたことから、所要の改正を行うもの。

【概要】

第1号被保険者の保険料につき、第1段階から第3段階まで軽減を行うため保険料改定を行う。

所得段階	第7期(平成30年度)		
	所得段階の内容	割合	保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	33,480円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75	55,800円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	55,800円
4段階～11段階 (略)			



所得段階	第7期(令和元年度)		
	所得段階の内容	割合	保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.375	27,900円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.625	46,500円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.725	53,940円
4段階～11段階 (略)			